

仕 様 書

1 契約の適用範囲

iPad、Chromebook 及び充電保管庫の調達（機器の組立、基本ソフトウェアのセットアップを含む）、納入、設置（調整、設定及び動作確認を含む）、納入後の清掃・片づけ、保守期間中における機器の保守

2 導入機器

- ・ iPad
- ・ Chromebook
- ・ 充電保管庫

3 調達方法

購入

4 導入機器仕様

別紙 1 に加え、以下のとおり文部科学省「学習者用コンピュータ最低スペック基準」を満たすこと。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html

5 納入方法

- ・ 機器納入に先立ち、学校の要望を基に納入日程、方法及び作業計画等を定めた納入作業計画書を作成し、書面により協議し、了解を得ること。
- ・ 別紙 2 の納入場所に運搬すること。なお、情報端末（iPad 及び Chromebook）は学校の職員室等の 1 箇所に納入することとし、具体的な場所は、納入先の指示によること。また、充電保管庫は別途指定する教室等へ納入し、設置すること。
- ・ 納入後の梱包材等を撤去すること。
- ・ 運搬に当たっては、納入先の設備等を汚損、損傷等することのないよう、必要に応じ養生を行うなど、適切な対応を施すこと。なお、施設等の破損があった場合は、発注者と協議のうえ対応すること。
- ・ 納入する機器は、製造から 1 年以内の新品かつ市販されている物とし、改造は不可とする。
- ・ OS 及びアプリケーションは納入する時点で最新版のものとする。ただし、出荷後に最新版がリリースされる等で最新版でないことがやむを得ない場合は除く。
- ・ 納入完了後、各学校の検収を受けること。
- ・ 受注者は検収後 1 年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。配送費についても全額負担すること。

6 機器納入期限

令和 8 年 3 月 31 日までに指定先への設置及び動作確認を完了すること。

7 機器保守仕様

- ・ iPad は「8 保守期間」においては、AppleCare for iPad-GIGA 又は以下の条件によるハードウェア保証を実施すること。
保障金額：上限なし
物損の最低保障回数：全体の 5 %（超過した場合は別途協議）
自然故障の最低保障回数：無制限
- ・ Chromebook は「8 保守期間」においては、自然故障、破損、水漏れ／水没を以下の条件によるハードウェア保証を実施すること。
保障金額：上限なし
最低保障回数：全体の 20 %
- ・ 学習用端末の利用開始時には、サポート要員を配備し、日々の運用でサポートが必要な事項を提案すること。
- ・ 任意様式により連絡方法、故障復旧の流れ等、保守体制図を提示すること。
- ・ 保守の一次的な窓口は、別途調達している GIGA スクールネットのヘルプデスクが受け付け、原因の切り分けを行う。原因の切り分けの結果、端末に起因する不具合の場合は受注者が修理又はメーカー等への修理手配を行う。故障端末は受注者又は運送業者が学校へ引き取りを行う（オンサイトで修理することも可能とする。）。
- ・ 修理品の配送に係る消耗品一式（送付箱等）、送料を含むすべての経費は受注者の負担とする。

- ・修理後は、納入時点の状態にセットアップし、各種設定のうえ、学校へ返却する。
- ・保守対応日については、群馬県の休日を定める条例第1条第1項に定める休日を除いた日とする。
- ・保守対応時間は、9：00～17：00の間とする。（障害機器の引取は原則3日以内に行うこと）
- ・デバイス解除、初期化及びMDMの登録、管理並びにアプリケーションの追加削除等について保守に含むこと（なお、Chromebookに係るMDMの管理（アプリケーションの追加削除など）については、GIGAスクールネット担当者業者の業務範囲であるため、本業務から除く）。
- ・GIGAスクールネット担当者との業務範囲は、「別紙4 スコープ整理表」により確認すること。
- ・動産保険及びバッテリーなどの消耗品は保守に含まない。

8 保守期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

9 支払方法

契約代金は以下のとおり各月の末日に請求すること。なお、県は、特別の理由のない限り請求書を受理した日から30日以内に口座振替により支払うものとする。

<購入経費、初期経費（キッティング、搬入など）>

令和8年3月

<保守経費（保障サービス加入経費、ヘルプデスクの運営、その他保守など）>

令和8年度から令和12年度分は各年9月（6か月分）及び翌年3月（6か月分）

10 検収

納入及び設置作業完了後、別紙3により、受理責任者（学校の事務長など）の立合いのもとで検査を受けること。受理責任者の確認をもって合格とする。

11 秘密保持義務

- ・受注者は、本契約の履行に際し、知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- ・受注者は、選定事業者の管理の下で本契約の履行に係る業務に従事する者に対して、誓約書の提出その他秘密保持義務を遵守させるために必要な措置を講じること。

12 留意点

- ・RADIUS サーバ、i-FILTER@Cloud への MAC アドレス登録及び必要に応じて UTM の設定追加を行う必要があるが、同作業は受注者からGIGAスクールネット担当者業者に発注するものとし、費用は受注者が負担すること。なお、費用計上にあたっては、以下のGIGAスクールネット担当者業者に問い合わせを行い、確認すること。

【GIGAスクールネット担当者・問い合わせ先】

ネットワンシステムズ（株）

ICT-gunma-Pref-highschool-Gr@netone.co.jp

- ・機器の設定や保守業務については、GIGAスクールネット担当者業者と調整を行い、円滑な作業を実施すること。また、必要に応じて、関係者との協議を行うこと。

- ・本事業は、文部科学省「GIGAスクール構想加速化基金」に基づく、群馬県公立学校1人1台端末等整備基金により実施するため、本事業の主旨に沿い業務を実施すること。

https://www.mext.go.jp/content/20240417-mxt_jogai02-000033777_5.pdf

13 仕様書付属資料

- 別紙1 機器詳細仕様書兼納品機能証明書
- 別紙2 納入先一覧
- 別紙3 受理兼稼働判定確認書